

沖縄県浄化槽取扱要綱の一部改正に係る意見照会について

No.	関係機関からの意見				環境整備課回答
	所属名	条・項・号	意見	理由	
				■要綱の規定について	
1	・土木建築部 ・宮古保健所 ・那覇市役所 ・公益社団法人沖縄環境整備協会	(設置等の届出) 第3条第1項第3号サ	・その他必要と認められる書類 ・(4)から(7)までの書類等を省くことができる。 また(10)の添付が困難な場合…(省略)	現行の要綱の文言が反映されており、訂正されていないため	・その他必要と認められる書類 ・工から主までの書類等を省くことができる。またこの添付が困難な場合…(省略)
2	土木建築部	(設置等の届出) 第3条第1項第3号ウ	・屋内外排水配管図 → 屋内外給排水配管図	第6条第6号において、「維持管理に必要な給水設備を設けること」を求めており、これを確認するために必要な図面となるため。	屋内外給排水配管図へ修正する
3	土木建築部	(放流先) 第5条の3	旧第5条4にある。その場合は、第3条に規定する設置等の届出にあたって、保健所長と協議しなければならない。	削除する理由が不透明。今回の改訂で審査時間の増が見込まれ、法定期限が守れなくなる可能性があるため。	現行のまま明示する。
4	土木建築部	(放流先) 第5条の3	保健所長と協議は残す必要がある	宮古地域において大半が地下浸透を選択することが予想されるため、適正運営のために協議は残す必要がある。できない場合は、土木事務所も法定以外の図書を受付時に揃えることはできかねる	—
5	八重山保健所	(建設の用途変更等) 第5条の2	浄化槽の新設や改造については、努力義務にした方がよい。	増築等による既設の浄化槽への影響は確認してみないとわからないため、既設の処理能力を超過する恐れがあることをもって、一律に浄化槽の新設や改造を求めるのは難しいと考える。なお、実際に支障が生じた場合は、浄化槽法第12条各号により対応する。	条文末尾を「～を行うよう努めなければならない。」とする。
6	土木建築部	(建設の用途変更等) 第5条の2	今回の改正に追加した理由を教えてください。	—	—
7	土木建築部	(建設の用途変更等) 第5条の2	・または → 又は	該当箇所の修正	又はへ修正する
8	那覇市役所	(放流先) 第5条の3第3項	前2項のただし書きにより放流水を放流する場合には、第3条第3項に規定する…(省略)	現行の要綱が反映されており、訂正されていないため	放流する場合には、第3条第1項第3号に規定する…(省略)
9	土木建築部	(放流先) 第5条の3第2項	地下浸透放流以外の放流方法が全くない場合を明らかにしてほしい	—	—
10	宮古保健所	(放流先) 第5条の3第3項	「前2項のただし書きにより～」とあることから、蒸発散施設(第1項)の場合でも追加の添付書類を要する規定となるが、追加書類のうち(1)、(4)(5)、(6)は地下浸透放流に係る資料となっている。そのため、様式を蒸発散方式にも対応したものとするか、別に規定する必要がある。	蒸発散方式でも追加の添付書類を規定しているが、地下浸透放流の書類も提出することになっているため修正を要すると思われる。	(1)、(5)、(6)については蒸発散方式の場合でも添付させるよう様式(資料)の方を文言修正。 (4)については下記のとおりとする。 (4)放流地点における土壌浸透能力を示す資料(地下浸透放流の場合)
11	公益社団法人沖縄環境整備協会	(放流先) 第5条の3第3項第1号、第3号、第4号	チェックシート2～11の基準に合えば、どのような形状の浸透槽でもよいという内容になっていないか？ また、地下浸透試験結果について、設置者に代わって浄化槽工事業者等が、提出することが想定されるが、ボーリング調査結果を添付させる必要があるか？	—	既に宮古島市内の県土木事務所が管理している県道道路側溝に採用されている、「雨水浸透施設技術指針(案)調査・計画編(資料2)」による、正方形、円筒形、浸透井戸などのほか、敷地内排水処理装置を採用する場合は、仕様書を添付することで、以下の規定ように種別と基準が必要ではないか？ ○ただし、「雨水浸透施設技術指針(案)調査・計画編」による浸透装置等を採用する場合は、仕様書を添付すること(1)(3)(4)を省略することができる。
12	土木建築部	(維持管理の監視・指導) 第5条の4	「放流水の地下浸透放流を行う浄化槽」について、設置者の維持管理について、設置者(管理者)の責任ではあるが、設置後にトラブル等があり、行政として対応が求められた場合は保健所長の所管と理解してほしいか。	水質基準や土壌汚染等の問題が発生した場合は、建築基準法の観点からの指導は難しい。	—
13	公益社団法人沖縄環境整備協会	(維持管理の監視・指導) 第5条の4	平成5年4月1日以降の浄化槽設置計画(届出)時に漏れとして申請された浄化槽については、7条検査実施時に、漏れではなく、浸透させた場合の、指針内容及び保健所指導内容について、「放流水を漏れに変更するか、浸透させる場合は県で定める様式を提出してください」というような指針事項と、様式第7号排水井戸等確認報告書、様式6号地下浸透確認票、様式8号浄化槽等の維持管理に関する誓約書の地下浸透に係る様式を、管轄の保健所へ提出する必要があると考えられます。 または、浸透槽と申請された浄化槽の放流先が漏れになっていた場合については、申請された放流先へ変更することを促す指針が必要になるのでしょうか？ 7条検査の後に実施される11条検査時において、保守点検の未実施又は浸透不良の所見があった場合の指針内容及び保健所指導内容についても、確認しておく必要があると考えられます。	—	—
14	宮古保健所	(関係者の責務) 第18条第2項	工事業に対して責務に関する規定を追加していただきたい。	地下浸透放流が原則禁止されていることを浄化槽設置者に知らせず、設置手続き後に工事業者によって地下浸透放流とされる場合があることから、工事業者に対しても説明責任を課したい。	浄化槽設置者に、放流水に関して地下浸透放流が原則禁止されている旨を説明すること。
15	宮古保健所	(関係者の責務) 第18条第6項	地下浸透放流を行う浄化槽管理者に対して責務に関する規定を追加していただきたい。	地下浸透放流を行う浄化槽管理者の責任を規定するため。また、保健所の監視強化のため。	(4)放流水が地表面に湧き出る状況が認められた場合は速やかに必要な措置を行い、保健所長あて報告すること。
■別紙について					
16	・八重山保健所 ・公益社団法人沖縄環境整備協会	別紙 <公共用水域以外への放流法>	脱字の訂正	—	<公共用水域以外への放流方法>
17	八重山保健所	別紙 <公共用水域以外への放流法>	別紙に、土壌浸透速度、隣地境界までの距離や地下水水位等のチェックシートにある項目を記載する。	チェックシートに土壌浸透速度等の項目があるが、別紙<公共用水域以外への放流法>には記載されておらず、概観なくおぼろげに記しているため。	別紙に、土壌浸透速度、隣地境界までの距離や地下水水位等のチェックシートにある項目を記載する

No.	関係機関からの意見				環境整備課回答
	所属名	英・漢-号	意見	理由	代替案(提案)
18	公益社団法人沖縄県環境整備協会	別紙 ＜公共用水域以外への放流法＞ 地下浸透放流の場合 1 処理対象人員が501人槽以上の浄化槽の場合にあっては、地下浸透放流する水質がBOD 10mg/L以下、全窒素 10mg/L以下であること。について	別紙1 三重県放流先のない場合の放流水の処理方法 新旧対照表の3ページ第5条(2)処理対象人員が501人以下のものとして記載があるように、小型合併浄化槽(50人槽以下)では、BOD 10mg/L 全窒素 10mg/Lの要件を満たした浄化槽を設置することは可能であると考えられるが、501人槽以上のBOD 10mg/L全窒素 10mg/Lの処理能力を有する浄化槽は県内で一般的に普及している浄化槽メーカーのうち、膜分離以外の処理方式を採用しているのは以下の①②③の3種で、それ以外の④から⑧はすべて膜分離活性汚泥方式であり、おおむね膜分離活性汚泥方式を採用することが想定される。 そのほか、構造例示型や性能評価型BOD 20mg/Lの浄化槽に三次処理をつけて放流水水質 BOD 10mg/L以下で処理している施設もある。 ①アムスNRG BOD 10mg/L、T-N 10mg/L 凝集剤添加型回分式活性汚泥方式 ②日立ハウステックHNR1 BOD 10mg/L、T-N 10mg/L 間欠ばっ気方式(凝集剤添加)に三次処理として担体付着濾過法を組み合わせた方式 ③ニッコーNPKB-II型 生物脱リン回分式活性汚泥方式 ④ダイキアックスFN2 BOD 5mg/L、T-N 10mg/L 凝集剤添加型膜分離活性汚泥方式 ⑤フジリーPM BOD 5mg/L、T-N 10mg/L 凝集剤添加型膜分離活性汚泥方式 ⑥コトクM-SG-NP型 BOD 10mg/L、T-N 10mg/L 膜分離活性汚泥方式 ⑦ダイエーFM BOD 10mg/L、T-N 10mg/L 凝集剤添加型膜分離活性汚泥方式 ⑧アムスNRKG BOD 5mg/L、T-N 10mg/L 凝集剤添加型膜分離活性汚泥方式 膜分離活性汚泥法では、汚泥の管理が容易、ばっ気槽内の汚泥を高濃度に維持できる、沈殿槽が不要になるので施設がコンパクトになるなどのメリットがある反面、膜のコストが高い、また膜ろ過性能が低下して低下するため、定期的な膜の洗浄(高圧洗浄)や交換が必要(少なくとも年間約1千万円以上)、ばっ気槽の稼働が安定しにくく泡出しやすいなどのデメリットもあるのが現状。 簡易での技術管理者の確保も含めて、設置者の維持管理にかかる費用が高額になるため、膜分離から活性汚泥方式に変更する施設もある。 特定施設の分析項目に窒素を測定することが求められていないため「沖縄県土保全条例施行規則第4 15 排水基準による、BOD 10mg/L SS 25mg/L以下」を採用しても差し支えないと考えられる。	国土交通省認定値や性能評価値が混在しているため、BOD 10mg/Lはクリアできても、T-N 10mg/L を求めるのは、浄化槽メーカー別の処理方式を、詳しく調査することが必要。 容積負荷 膜 1kg/m ² 接触ばっ気 0.5kg/m ³ 活性汚泥 0.3kg/m ³ 沈殿槽や接触ばっ気槽の容量が必要となるため、種処理以外の①②③の膜処理以外の処理方式を設置した場合は、膜処理の倍以上の敷地面積が必要。 ※浄化槽法上の特定施設が水質分析する項目は、pH、BOD、SS、DOその他水域類型ごとに指定する水域の項目が該当するが、窒素は含まれていない。 現時点で、すべての浄化槽メーカーを調査することは困難であることから、当面の間は、501人槽以上の浄化槽の放流水を地下浸透させる場合にあっては、適正な維持管理を確保させるため、「T-N20mg/L」は記載せず、沖縄県土保全条例施行規則第4項第15に準ずると記載することが望ましい。	地下浸透放流する場合の現行要綱の規定としては、人槽に関わらず全ての浄化槽に対し、高度処理浄化槽(BOD10mg/L以下、全窒素10mg/L以下の処理能力を有する浄化槽)の設置を求めており、501人槽以上の場合には要綱改正後も引き続き高度処理を求めるとしているため、大型の浄化槽に対して地下浸透放流の基準を厳しくするわけではございません。 今回の改正では、多くの意見が寄せられた小型浄化槽に係る地下浸透放流の基準に焦点をあてた改正であるため、501人槽以上の大型浄化槽については、要綱改正後に運用していく中で県民や業者、市町村等から要望がありましたら、今後検討させていただきます。
■様式について					
19	土木建築部	様式第6号 浄化槽放流水地下浸透確認票	地下浸透装置とは具体的に何か。	要綱から読み取れない。	第2条(用語の定義)が第5条の3(放流先)で定義する。 地下浸透装置とは放流水を地下に浸透させる装置を指します。様々な構造の地下浸透装置が用いられることが想定されるため、要綱で明確に定義することは難しいと考えますが、別途作成するQ&A集に当該内容を記載し、関係機関へ共有いたします。なお、地下浸透装置の具体的な詳細につきましては、概要説明p4に記載しておりますので、ご確認ください。 ※概要説明4 放流水が地下浸透装置から溢れ(放流水の流入量が浸透量を上回らない)よう設計された装置であることを地下浸透装置の条件としており、①レンヂ構造(従来規定である建設省告示第5の構造)、②浸透槽構造(新設)、③①及び②と同等以上の浸透能力を有するよう設計された構造(新設)となるような3つのタイプの地下浸透装置を想定している。なお、新設する浸透槽構造や同等以上の能力を有する装置については、寸法等の詳細な構造の基準は定めず、浄化槽設置者において詳細設計を行うこととなる。
20	土木建築部	様式第6号 浄化槽放流水地下浸透確認票	流入量は、どのように算定するのか。参考値はどのくらいか。	・流入量の算出が不明	・流入量は〇〇により、算定し確認票に記入すること。 流入量は、基本的に浄化槽の処理能力に応じて日平均汚水量(設置届出書や計画書に記載されております)で報告されると考えますが、流入量の算定について具体的に示された指針がないため、様式に明記するのは難しいです。ただし、計算式により流入量が浸透量を上回っていないことが届出者によって示されていれば、日平均汚水量でなくとも差し支えございません。
21	土木建築部	様式第6号 浄化槽放流水地下浸透確認票	様式第6号は、地下浸透方式のみに規定されているが、蒸発散方式とする場合の取扱いも確認票を作成し明確化するべきではないか。	蒸発散施設確認票の作成	蒸発散方式の場合も対応できるようご意見のとおり各種様式を修正します。 なお、蒸発散方式の場合は、保健所で別紙＜公共用水域以外への放流法＞の「蒸発散方式」の条件を満たしているかを確認しますので、建築主事又は指定確認検査機関におかれましては、蒸発散方式の届出が提出された場合は、保健所と事前調整されているかをご確認のうえ、未調整の場合は管轄の保健所をご案内ください。
22	土木建築部	様式第6号 浄化槽放流水地下浸透確認票	各号の並びについて、要綱上の(4)、(5)と確認票(様式第6号)及びチェックシートの並びが逆になっているため整合を図って欲しい	-	- ご意見のとおり修正します。
23	土木建築部	様式第6号 浄化槽放流水地下浸透確認票	浄化槽放流水地下浸透確認票にある2浸透能力を示す資料、4土壌浸透能力を示す資料とは具体的にどのような資料か。	-	- 「2浸透能力を示す資料」とは、地下浸透装置の設計書及び図面等を参照して、「4土壌浸透能力を示す資料」とは、土壌浸透試験の結果が記載された報告書等を想定しております。
24	土木建築部	様式第6号 浄化槽放流水地下浸透確認票	0.042cm/分以上とは?	-	- 「浄化槽の構造基準・同解説2005年版p276」において、土壌浸透処理可能な土地の条件として「土壌の浸透速度は過大又は過小でないこと」とされており、具体的な数値については、三重県で採用されている土壌浸透速度0.042cm/分の基準(他県の要綱でも多く採用されている基準)を採用しました。
25	土木建築部	様式第6号 浄化槽放流水地下浸透確認票	① 公共用水域へ放流できない理由の一つに、「河川等の公共用水域がない」とあるが、「等」には「海」も含まれているか。	海への放流を可としているところと、放流不可とされているところがあるように、取扱が混在していると思われる。「海」はそもそも放流不可として取り扱ってよいのか。	① 公共用水域へ放流できない理由(海へは原則放流不可) 「公共用水域」については、水質汚濁防止法第2条第1項で定義されており、海も公共用水域に含まれるとされており、放流先の管理者と協議の上、海へ放流することは可能です。
26	土木建築部	様式第6号 浄化槽放流水地下浸透確認票	例えば②の決定根拠は、相手方が出してきた数字をそのまま信用するのか。③や④の境界から1.5mの法的根拠はあるのか。相手方にも法的根拠を示し、これに基づいて検討する旨を周知すべきと思われる。(審査もこれに基づいて行うものとする)	-	- 地下浸透放流については、設置者(管理者)の責任のもと行うものであるため、土壌浸透速度を含め、届出者から報告された値を信用してください。 別紙＜公共用水域以外への放流法＞の地下浸透放流の場合の1に規定されている「土壌の浸透能力が動態されていること」を確認するために報告を求めている事項となりますので、同規定が根拠となります。土壌浸透可能な土地条件に関する法的根拠はなく、「浄化槽の構造基準・同解説2005版」や三重県の地下浸透放流の基準を参考に採用した数値となります。
27	土木建築部	様式第6号 浄化槽放流水地下浸透確認票	土壌浸透速度、地下水位等1.①～③までのチェックの際の基準等を明らかにしていただきたい。	何からこの値がきているのかご教示いただきたい	(No28の回答に同じ。) 地下浸透放流については、設置者(管理者)の責任のもと行うものであるため、土壌浸透速度を含め、届出者から報告された値を信用してください。 別紙＜公共用水域以外への放流法＞の地下浸透放流の場合の1に規定されている「土壌の浸透能力が動態されていること」を確認するために報告を求めている事項となりますので、同規定が根拠となります。土壌浸透可能な土地条件に関する法的根拠はなく、「浄化槽の構造基準・同解説2005版」や三重県の地下浸透放流の基準を参考に採用した数値となります。
28	公益社団法人沖縄県環境整備協会	様式第6号 浄化槽放流水地下浸透確認票	三重県の新旧対照表裏5ページの0.042cm/分以上の定義が、別記2 地下浸透施設に必要な一人あたりの必要面積を乗じたものとするについて、建築基準法施行令第29条の(み取り便所)の構造を準用しているものと思われるため、適切な規定へ修正する。	浄化槽の処理対象人員に応じた1日あたりの処理水量以上の浸透水量を有するものであること、と明記することが望ましい。	今回の要綱改正では、土壌浸透速度に応じた地下浸透装置の必要面積までは求めておらず、土壌の浸透速度のみの報告を求めた規定へ見直しします。 (No20の回答に同じ。) 流入量は、基本的に浄化槽の処理能力に応じて日平均汚水量(設置届出書や計画書に記載されております)で報告されると考えますが、流入量の算定について具体的に示された指針がないため、様式に明記するのは難しいです。ただし、計算式により流入量が浸透量を上回っていないことが届出者によって示されていれば、日平均汚水量でなくとも差し支えございません。
29	宮古保健所	様式第8号 浄化槽等の維持管理に関する誓約書	誓約内容の3及び4について、努力規定でなくしていただきたい。	3について、維持管理を行うことは設置者の責務であるから努力規定とする必要はない。また、地下浸透せず地表に放流水が流出するよう状況となった場合、公衆衛生上の被害が生じる等の懸念があることから対策を講じる旨の誓約内容とすべき。 4について、地下浸透放流以外の放流方法がない場合にのみ地下浸透放流を認めているのであるから、その他の放流方法を取ることができるとすれば地下浸透放流原則禁止の規定に基づいて、放流先を変更する旨の誓約内容とすべき。放流原則禁止しないのであれば努力規定でもよいと思います。	・3について ご意見のとおり修正します。 ・4について 下水道法第10条では、公共下水道の供用が開始された場合において当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、排水施設を設置しなければならないが、特別の事情がある場合はこの限りでないこととされており、罰則規定はございません。 下水道法確認したところ、同規定は義務規定であるが、「遅滞なく」とは即時性は強く要求されるが、正当な又は合理的な理由に基づく遅滞は許されると解釈されている(下水道法逐条解説より)ため、下水道へ接続が遅れる理由として合併処理浄化槽で汚水処理しているためとされると強制力のある指導ができないこととしました。 したがって、誓約書の下水道接続に係る規定については努力規定とします。

No.	関係機関からの意見				環境整備課回答	
	所属名	提出項目	意見	理由		
30	土木建築部	様式第8号 浄化槽等の維持管理に関する契約書	・契約書では、 4 公共下水道 ~ 接続するよう努めます。 となっているが、下水道法第10条では公共下水道の供用が開始された場合は排水施設を設置しなければならない。とされており、「努める」という表現が下水道法の所管部局と調整されているか確認してください。	-	(No.29の回答と同じ) 下水道法第10条では、公共下水道の供用が開始された場合において当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、滞滞なく排水施設を設置しなければならないが、特別の事情がある場合はこの限りでないとしており、罰則規定はございません。 県下水道課へ確認したところ、同規定は義務規定であるが、「滞滞なく」とは即時性は強く要求されるが、正当な又は合理的な理由に基づく遅滞は許されるとされている(下水道法違反解除より)ため、下水道へ接続が遅れる理由として合併処理浄化槽で汚水処理を行っているためとされると強制力のある指導ができないとのことでした。 したがって、契約書の下水道接続に係る規定については努力規定とします。	
31	土木建築部	様式第8号 浄化槽等の維持管理に関する契約書 「これを承継する者に対し、本契約に係る義務についても承継させます。」	変動があった場合にも、変動後の管理者にこれを提出させるとした方がよいのでは。	地位に変動があった場合、誰が管理する者なのか不明となるため、指導しにくい。	様式第18号浄化槽管理者変更報告書への添付書類については、電子申請を考慮する必要があるため、ご意見のとおり対応する方向で、今後、検討いたします。	
32	土木建築部	様式第7号及び様式第8号	報告書及び契約書のあて名を明確にして頂きたい。	-	あて名に「〇〇保健所長 殿」と追記 ご意見のとおり修正します。	
33	公益社団法人沖縄県環境整備協会	様式第8号 浄化槽等の維持管理に関する契約書	「5 本物件の維持管理上の地位に変動があった場合には、これを承継する者に対し、本契約に係る義務についても承継させます。」について、 → 維持管理上の地位とは、設置者が、国・県・市町村に分類される施設などで、担当課の変更、または、指定管理者制度に基づく管理権限の変更と解釈したのですが、浄化槽法第十条の二第一項に基づく使用開始報告書及び第三項に基づく管理者変更報告書の提出があったときは、改めて様式第8号の維持管理に関する契約書を記載して提出するよう求めるのか？ 関係様式は保健所へ提出することを求めているが、管理者変更があった場合は、環境整備協会で様式の提出の案内が必要になるのか？	-	(No.31の回答と同じ) 様式第11号浄化槽使用開始報告書及び様式第18号浄化槽管理者変更報告書への添付書類については、電子申請を考慮する必要があるため、今後、検討いたします。	
34	公益社団法人沖縄県環境整備協会	様式第8号 浄化槽等の維持管理に関する契約書	地下浸透放流に関わらずに、要綱第3条第3号に掲げる添付書類に様式第8号を追加する。	デジタル化の効率化のため、令和4年4月1日に改正された、要綱第9条(旧(1)保守点検業者の契約書の写しの添付要件が削除されたこと)で、多くの保守点検業者から、契約の実態がなくても名前だけを記載して提出されることを回避すること、維持管理や法定検査受検率の向上を図る目的として、右の様式第8号の代替案に改めて、設置計画(届出)時に全ての浄化槽設置者へ提出を求めたほうがよい。	私は、浄化槽の処理水を放流するに当たり、下記事項の管理等を徹底するとともに、維持管理に起因して付近に保健衛生上の支障が生じた場合には、速やかに改善などの対応を行うことを誓約いたします。 記 1 浄化槽又は地下浸透処理装置を設置した場合は 2 変更なし 3 地下浸透処理装置を設置した場合は目詰まり等... 4 変更なし 5 変更なし(地位の変動のみ)	第3条第1項第3号の添付書類に様式第8号浄化槽等の維持管理に関する契約書を追加いたします。
■別紙<放流先のない場合の放流水の処理法>について						
35	土木建築部	別紙<放流先のない場合の放流水の処理法>	501人槽以上の浄化槽に限り高度処理浄化槽の設置を求めているが、改正前と同様、地下浸透処理方法を採用する場合は一律高度処理浄化槽の設置を求めるべきではないでしょうか。	水質をはかる目安が全窒素濃度となっていること、地下水中の全窒素濃度の黒化を不安視する意見があること、地下浸透方式を採用することができない理由が地下浸透装置にあり、高度処理浄化槽の入手が原因となっていないため。	地下浸透放流する水質がBOD10mg/L以下、全窒素10mg/L以下であること	浄化槽法では放流水の水質についてBOD(生物化学的酸素要求量)に関してのみ基準(BOD20mg/L以下、除去率90%)を定めており、全窒素については基準を定めておりません。 また、水質汚濁防止法の特定施設に該当する施設の1つとして、処理対象人員が501人以上の浄化槽が対象とされております。 浄化槽は定期的に機械の交換等の維持管理をしなければならず、通常の合併処理浄化槽に比べ、生産量が少ない高度処理浄化槽の方が維持管理費用が高いため、小規模な浄化槽に対し高度処理浄化槽の設置を求めるのは、個人の負担が大きいため、501人槽以上の浄化槽に限り高度処理浄化槽の設置を求めることとします。
36	土木建築部	別紙<放流先のない場合の放流水の処理法>	処理対象人員が...とあるが今回緩和したのか	緩和を確認したい	-	重要事項では、地下浸透放流の条件について「合併処理浄化槽の処理能力に関する事」と及び「地下浸透装置の構造基準に関する事」について規定しており、今回の要綱改正の考え方については以下のとおりです。 ○合併処理浄化槽の処理能力について ・501人槽未満の浄化槽の場合→基準緩和 ・501人槽以上の浄化槽の場合→現行規定のまま ○地下浸透装置の構造基準について ・現行要綱では単独処理浄化槽に用いる基準を適用していたため、合併処理浄化槽に用いる基準へと改正することから、人槽に関わらず一律基準緩和 したがって、地下浸透放流の基準については緩和することとなりますが、浄化槽の維持管理が適切に行われるよう監視・指導体制については強化する改正となっております。
■チェックシートについて						
37	土木建築部	チェックシート	チェック欄(建築主事)において、内容確認でチェックができない場合の扱いを教えてください。	-	-	チェックシートに下段に備考欄を設けますので、書類確認後に懸念事項がありましたら、備考欄に記載していただき、設置計画書にチェックシートを添付した上、保健所へ送付するようお願いいたします。なお、地下浸透放流の届出については、別途早めに保健所へ送付するようお願いいたします。 地下浸透放流の添付書類について、不明点がありましたら、管轄の保健所へお問い合わせください。
38	土木建築部	チェックシート	・民間の確認審査機関(沖縄県指定もしくは、国指定)についても、地下浸透の場合は、当該チェックシートの法的な審査義務が生じるのか。	・現在、確認申請のほとんどが、民間(沖縄県指定もしくは、国指定)に申請されており、左記についての問い合わせが想定されるため。	要確認事項	地下浸透放流に係る審査がしやすくなるよう県建築指導課からチェックシートを作成するよう依頼があったことから、書類を確認するポイントを絞るためにチェックリストを作成しております。 必要添付書類については、チェックシートに既に記載しておりますので、ご確認ください。 建築基準法のためには、地下浸透併用も含まれることから、建築主事等においても、それらが設置されているかを建築基準法に基づき、確認する必要があります。したがって、土木事務所等では以下2点の確認を行っていただくようお願いいたします。 1 地下浸透関係の添付書類が揃っているか。 2 様式に未記入箇所がないか。なお、数値については不等号の整合が取れているかを確認する。 上記1及び2のどちらか一方でも満たしていない場合は、土木事務所等から届出者に確認をお願いします。
39	土木建築部	チェックシート	・確認票の内容確認として、 2土壌浸透速度が0.042cm/分以上である。 3浸透水による地漏り等災害発生時の恐れ確認の有無について「無」に○がついている。 の2項目について、図書の添付及び「無」に○がされていることのみを確認するという認識でいいか確認してください。	概要説明において、「新設する浸透構造や同等以上の能力を有する装置については、寸法等の詳細な構造の基準は定めず、浄化槽設置者において詳細設計を行うこととなる。」としており、審査に必要な技術基準が明確化されておらず、建築確認において審査ができません。(地漏りの審査も同様)	-	「2土壌浸透速度が0.042cm/分以上である。」ことについては、図書の添付に加え、不等号の成立(報告された数値が0.042cm/分以上となっているか)についてもご確認ください。 また、災害発生時の恐れの有無については、ご認識のとおり「無」に○がされていることのみ確認していただければと思います。 地下浸透放流については、設置者(管理者)の責任のもと行うものであるため、土壌浸透速度を含め、届出者から報告された値を信用していただきます。
40	土木建築部	チェックシート	チェック欄の審査項目が多いと感じる。	2重審査が本当に適切なものか不明。このチェックシートについては、先に保健所がチェックし後から建築主事という流れはできないか。また、審査の迅速化のため、チェックシートに必要添付書類の一覧も追加してもらいたい。	審査の迅速化をはかるため、先に保健所へ建築の流れとする。また、必要添付書類を一覧にまとめる。	地下浸透放流に係る審査がしやすくなるよう県建築指導課からチェックシートを作成するよう依頼があったことから、書類を確認するポイントを絞るためにチェックリストを作成しております。 必要添付書類については、チェックシートに既に記載しておりますので、ご確認ください。 建築基準法のためには、地下浸透併用も含まれることから、建築主事等においても、それらが設置されているかを建築基準法に基づき、確認する必要があります。したがって、土木事務所等では以下2点の確認を行っていただくようお願いいたします。 1 地下浸透関係の添付書類が揃っているか。 2 様式に未記入箇所がないか。なお、数値については不等号の整合が取れているかを確認する。 上記1及び2のどちらか一方でも満たしていない場合は、土木事務所等から届出者に確認をお願いします。
41	土木建築部	チェックシート	・チェック欄が(建築主事)とあるが、(建築主事又は、指定確認審査機関)とする必要はないか。	・確認申請が民間にも出されるため。	・意見のとおり。	ご意見のとおり修正します。
42	土木建築部	第3条(2)ア、 チェックシート	建築主事又は指定確認検査機関は、	浄化槽放流水地下浸透チェックシートのチェック欄に建築主事と記載されているが指定確認検査機関も含まれるため、等が入るべき。要綱でも建築主事等に修正してどうか。	建築主事又は指定確認検査機関(以下、建築主事等)は~	ご意見のとおりチェックシートを修正します。

No.	関係機関からの意見				環境整備課回答
	所属名	条項・号	意見	理由 (代替案(提案))	
■地下浸透放流に係る改正案の概要説明資料について					
43	宮古島市 環境保全課	2. 2)地下水への影響について P3 (5)	・エコアイランド宮古島宣言2.0(硝酸性窒素濃度) 基準年(H28(2016)) : 5.05mg/L(水道水源地) 目標値: 2030年 : 4.64mg/L 2050年 : 2.17mg/L 上記のとおり目標となる数値(2.17mg/L)が掲げられており、目標値まで低下させるためには市街地(平良流域)内のみでも高度処理型浄化槽の設置が望ましいと考える。	硝酸性窒素濃度は平良流域内でも減少傾向にあるが、ホテル等の建設が進み大型負荷源が増えることにより、下げ止まりとなることも考えられる。 平良流域の一部は水道水確保地帯に指定されており、水質の向上・安定を目指す上にも、高度処理型の浄化槽の設置が必要だと考える。	平良流域内のみ高度処理型浄化槽の設置の推進。 エコアイランド宮古島宣言2.0では、硝酸性窒素濃度の数値目標の達成に向けた主な施策として、高度処理型浄化槽の設置ではなく、「公共下水道への接続率向上」が掲げられております。 また、エコアイランド宮古島宣言推進計画においても「より効果が期待される都市下水道への接続率向上に向けた取り組みを実施するとされており、具体的には公共下水道加入促進事業に関する事業が挙げられ、高度処理型浄化槽の設置を推進した計画の内容とはなっていません。 宮古島市の市街地(平良流域)は、下水道区域となっており、下水道に接続することで硝酸性窒素濃度の下げ止まりを抑えられる可能性があることから、目標となる数値を達成するためには、宮古島市が主体的に下水道整備地区を早急に整備する必要があると考えます。 「ホテル等の建設が進み大型負荷源が増える」とありますが、今回の要綱改正では、地下浸透放流を行う合併処理浄化槽の規模が501人槽以上となる場合は高度処理型浄化槽を設置することとしております。
44	土木建築部	2. 1)浄化槽処理水の地下浸透に関する現要綱の規定について P1 (3)	「適当な放流先がない場合」の判断は保健所が行うのか、または土木事務所が行うのか。	-	設置計画書に記載されている放流先については、まずは土木事務所等で適当な放流先がないであろうという推定を行っていただき、最終的な判断は保健所で行います。なお、適当な放流先がない場合は、公共用水域への放流(河川、湖沼、海域その他公共の用に供される水域、水路(道路側溝を含む)、高発散方式ができない場合を指します)。
45	土木建築部	3. 4)その他 P7	「地下浸透関係の書類については、当シートに沿って添付書類が揃っているか等の確認」について、特定行政庁は添付書類が揃っていること以外に、審査を要する事項はあるのか。	県以外に、特定行政庁(5市)及び指定確認検査機関もあるため、業務増となる内容は慎重な検討と説明を要するかと考えます。	建築基準法のためには、地下浸透槽も含まれることから、建築基準法においても、それらが設置されているかを建築基準法に基づき、確認する必要があります。したがって、土木事務所等では以下2点の確認を行っていただくようお願いいたします。 1 地下浸透関係の添付書類が揃っているか。 2 様式に未記入箇所がないか。なお、数値については不等号の整合が取れているかを確認する。 上記1及び2の一方で満たしていない場合は、土木事務所等から届出者に確認をお願いします。
46	土木建築部	建設省告示～	脱字	何年の告示かも明示。	要綱改正に係る意見照会ですので、要綱に関する資料(要綱改正案、規定様式、チェックシート)の修正のみ対応させていただきます。
47	土木建築部	2. 1)浄化槽処理水の地下浸透に関する現要綱の規定について P2 (3)	汲み取り槽に穴を開けて勝手に地下浸透してきた人(建築主、設計事務所、施工業者等)がいた場合、罰則規定はありますか。また、今後の罰則規定については	今回の改定の理由が、「家畜違反をする人が多いから、後発的に地下浸透可とした」とならないようにする必要があり、罰則規定を設ける必要があると思います。今後のために、簡易な性善説ではなく、性悪説で対応した方がいいのではないのでしょうか	建築基準法第19条に基づき汲み取り槽が設置されております。また、同法第8条の維持保全において、建築物の所有者等は、その建築物の敷地や建築設備等を常時適法な状態に維持するよう努めなければならないとされており、同法第7条に基づき完了検査後に溜枘の底面に穴を開ける行為については、建築基準関係法令違反になる可能性があると考えます。 浄化槽法では、汲み取り槽に関する規定はなく、また浄化槽で処理した後の水を地下水へ放流することは違法ではございません(環境省へ確認済み)。 今回の要綱改正では、以下の現状を総合的に考慮した上、地下浸透放流に係る基準の見直しを行います。 ・平成13年4月1日より単独処理浄化槽の新設が禁止され、合併処理浄化槽が普及してきていること ・宮古島市では下水道整備が遅れており、下水道接続率が低いこと ・完了検査後に汲み取り槽の底面に穴が開けられ、結果として地下浸透放流が行われていたこと ・道路側溝に浄化槽処理水を放流することを道路管理者(土木事務所等)が認めていないこと(本島や石垣では道路側溝に放流可能) また、宮古島市長表敬の際には、座喜味市長から浄化槽の放流先については、道路側溝へ放流させたいとの御意見がありました。 今回、浄化槽放流先の問題について環境部で検討した結果、地下浸透放流の基準について見直しを行うこととなりましたが、土木建築部におかれましては、道路側溝への放流を認めていただくことも御検討いただき、両部で協力して、この問題の改善に取り組んでまいりたいと考えております。
48	土木建築部	2. 1)浄化槽処理水の地下浸透に関する現要綱の規定について P2 (6)	これまで、この運用指針が見直されなかった理由を整理しているのでしょうか。	訴訟問題の可能性もあるため、そのあたりの理由を知りたい。	説明できる資料を作成。 概要説明P2(6)では、昭和55年建設省告示第1292号第5の構造基準について説明させていただきましたが、これについては昭和55年から国が同基準の見直しをおこなっておりません。また、沖縄県浄化槽取組要綱では、平成21年度に同告示の基準を盛り込んだ地下浸透方式の規定が新設されており、要綱改正の過去の経緯につきましては、今後整理いたします。 なお、今回の要綱改正では、以下の現状を総合的に考慮した上、地下浸透放流に係る基準の見直しを行います。 ・平成13年4月1日より単独処理浄化槽の新設が禁止され、合併処理浄化槽が普及してきていること ・宮古島市では下水道整備が遅れており、下水道接続率が低いこと ・完了検査後に汲み取り槽の底面に穴が開けられ、結果として地下浸透放流が行われていたこと ・道路側溝に浄化槽処理水を放流することを道路管理者(土木事務所等)が認めていないこと(本島や石垣では道路側溝に放流可能)
49	土木建築部	2. 2)地下水への影響について P3 (5)	浄化槽の維持管理に係る監視・指導体制の強化	具体的なものが分からない。	汲み取り業者と連携して、法定点検を行っているものの情報を共有し、行っていない者について、指導・罰則の流れにしようか 法定点検を実施している指定検査機関(環境整備協会)と連携のうえ、法定点検結果を保健所へ共有していただき、指導していく予定です。
50	土木建築部	p.3, 3 1)(1) p.4 3 1)(2)	放流水を別紙	脱字	別紙〇と明示 要綱に定める別紙については、別紙2を設けていないことから、「別紙」とさせていただきます。
51	土木建築部	3. 1)(2)イ地下浸透放流のための装置について p.5	三重県の規定を参考にした	脱字	別紙1と明示 (No46の回答に同じ)要綱改正に係る意見照会ですので、要綱に関する資料(要綱改正案、規定様式、チェックシート)の修正のみ対応させていただきます。
52	土木建築部	3. 2)地下浸透放流を行う浄化槽の水質確保に関する規定の新設について p.5	1回の法定点検のみの確約にすぎないので、1回目の法定点検時に2回目の検査依頼書を提出させる。その後も同様の流れ、とするような規定とした方がよい。	-	「11条検査依頼書」を設置届出の時点であらかじめ提出することを求める規定を新設する。 設置届出時に11条検査依頼書を添付させることにより、受検に係る浄化槽設置者(管理者)の意識向上を図りたいと考えておりますが、設置届出の段階で提出することとなるため、建物が増築中であることかつ11条検査(浄化槽使用開始後3～8ヶ月の間に受ける検査)が未実施の状況下で、2回目分の11条検査依頼書を提出させるのは検査の対応が煩雑になる可能性があります。指定検査機関の検査体制も考慮のうえ、今後検討いたします。
■その他					
53	土木建築部	当該意見照会について	本照会に対する意見にあたっては、回答を頂きたい。	-	承知いたしました。
54	土木建築部	概要説明資料の添付資料(別紙2)令和2年度公共用水域及び地下水の水質測定結果について一部抜粋	令和2年度継続監視調査	伊良部仲地	左記の地点のみの調査?今回改訂した場合に今後の水質の変化が気になるところ。水質の調査については地点を増やす必要があるのでは。 毎年、宮古島市独自で地下水モニタリング調査を実施しており、加えて同市水道部においても毎月地下水の検査を実施していると考えております。
55	土木建築部	概要説明資料の添付資料(別紙4)地下水に含まれる硝酸性窒素の起源別割合検査業務4-10	【考え方】浄化槽世帯における排水を地下浸透処理している割合は、宮古島市の現状と関係機関へのヒアリング結果を踏まえ、両浄化槽ともに90%以上とした。	「宮古島市の現状と関係機関」とは、どのように把握したのか不明瞭。	把握した内容の根拠を明示する。 「地下水に含まれる硝酸性窒素の起源別割合検査業務」につきましては、宮古島市が一般財団法人 沖縄県環境科学センターへ発注した業務結果となります。
56	土木建築部	概要説明資料の添付資料(別紙4)地下水に含まれる硝酸性窒素の起源別割合検査業務4-10	「生活排水処理方法別の人口割合」が検討されているようだが、旅行客の流入と宮古島市民の流出(出張・旅行等)の差を考慮して検討しているか。	旅行産業に力を入れている宮古島において、住民登録されている数だけを見て検討していた場合、その差が地質の悪化につながる恐れがある。	「生活排水処理方法別の人口割合」が検討されているようだが、旅行客の流入(今後の見込みも含む)と宮古島市民の流出(出張・旅行等)の差を考慮して検討する必要がある。 (No55の回答に同じ)「地下水に含まれる硝酸性窒素の起源別割合検査業務」につきましては、宮古島市が一般財団法人 沖縄県環境科学センターへ発注した業務結果となります。

No.	関係機関からの意見				環境整備課回答	
	所属名	条・項・号	意見	理由		
57	土木建築部	概要説明資料の添付資料(別紙4)地下水に含まれる硝酸性窒素の起源別割合検討業務4-10	海の調査(透明度等)がされていないことについて	海の透明度は、一番気づきやすいと思うので、調査項目に追加してもよいのではないのでしょうか	海の調査(透明度等)も追加して行う。	(No55の回答に同じ) 「地下水に含まれる硝酸性窒素の起源別割合検討業務」につきましては、宮古島市が一般財団法人 沖縄県環境科学センターへ発注した業務結果となります。
58	土木建築部	概要説明資料の添付資料(別紙4)地下水に含まれる硝酸性窒素の起源別割合検討業務4-22	2018年以降の調査が掲載とされていないことについて	建築ラッシュで、住宅だけでなく、ホテルも多く建設されている時期、住民だけでなく、ホテル等の利用者数も増えているものと思われるが、改訂するにあたっては、直前の資料も検討している必要があるのでは。	2018～2023または～2022までの資料で、汚染濃度が下勾配の傾向があるが確認する。	(No55の回答に同じ) 「地下水に含まれる硝酸性窒素の起源別割合検討業務」につきましては、宮古島市が一般財団法人 沖縄県環境科学センターへ発注した業務結果となります。
59	土木建築部	概要説明資料の添付資料(別紙4)地下水に含まれる硝酸性窒素の起源別割合検討業務4-60 4-5	これまでの調査について、一定の結果が得られていないものについて	地下浸透を認めた場合、今後どこまで負荷があるか、それがいつなのか不明なため、これまでの調査で一定の結果が得られていないものについては、理由を説明できるようにしておいたほうがよいと思います。	今後、汚染が進んだ場合の理由と切り離して考えられるように、現段階までの調査結果で一定の結果が得られていないものについては整理をしておく。	(No55の回答に同じ) 「地下水に含まれる硝酸性窒素の起源別割合検討業務」につきましては、宮古島市が一般財団法人 沖縄県環境科学センターへ発注した業務結果となります。
60	土木建築部	-	今後汚染が進んだ場合の対応について	今後汚染が進んだ場合、どの程度まで許容されるものなのか、汚染の上昇が見られる場合、改訂を行うのか整理していた方がよいと思います	今後の汚染状況の変化を静観するのではなく、変化に対応しやすい方針まで作成しておいたほうがよい。	浄化槽法第3条では、浄化槽で処理した後に、し尿を公共用水域等に放流してはならないとされており、ここでいう「公共用水域等」とは公共用水域に地下水を含めた概念であることから、浄化槽で処理した後の水を地下水へ放流することは浄化槽法上、違法ではございません(環境省へ確認済み)。 要綱改正後は、県関係部局や市町村と連携のうえ、地下水の調査結果を情報共有しながら、硝酸性窒素・亜硝酸性窒素の数値に変動が生じた場合には地下浸透放流の基準について再検討したいと考えております。 (No47の回答に同じ) 建築基準法第19条に基づき汲み取り槽が設置されております。また、同法第8条の維持保全において、建築物の所有者等は、その建築物の敷地や建築設備等を常時適法な状態に維持するよう努めなければならないとされており、同法第7条に基づき完了検査後に灌漑の底面に穴を開ける行為については、建築基準法違反となる可能性があります。 浄化槽法では、汲み取り槽に関する規定はなく、また浄化槽で処理した後の水を地下水へ放流することは違法ではございません(環境省へ確認済み)。 今回の要綱改正では、以下の現状を総合的に考慮した上、地下浸透放流に係る基準の見直しを行います。 ・平成13年4月1日より単独処理浄化槽の新設が禁止され、合併処理浄化槽が普及してきていること ・宮古島市では下水道整備が遅れており、下水道接続率が低いこと ・完了検査後に汲み取り槽の底面に穴が空けられ、結果として地下浸透放流が行われていたこと ・道路側溝に浄化槽処理水を放流することを道路管理者(土木事務所等)が認めていないこと(本島や石垣では道路側溝に放流可能) また、宮古島市長表敬の際には、産喜味市長から浄化槽の放流先については、道路側溝へ放流させたいとの御意見がありました。 今回、浄化槽放流先の問題について環境部で検討した結果、地下浸透放流の基準について見直しを行うこととなりましたが、土木建築部におかれましては、道路側溝への放流を認めていただくことも御検討いただき、両部で協力して、この問題の改善に取り組んでまいりたいと考えております。
61	土木建築部	-	事前協議を削除する理由はなぜか。	-	-	(No3の回答に同じ) 地下浸透放流については、設置者(管理者)の責任のもと行うものであるという点を明確にするため、管理部長との協議に代えて、設置届出に地下浸透に係る関係書類の添付を求めるとしました。 なお、建築基準法のためには、地下浸透槽も含まれていることから、土木事務所等においても地下浸透関係の書類を確認する必要があります(概要説明3.3)のP6～P7参照)
62	土木建築部	-	土木事務所が地下浸透の圖書を審査することは事務所に負担となるものと思慮されます。設置者から誓約書をとったところで遵守されると思慮しません。(無いよりはあった方がましという程度のもの)宮古島の調査で地下水への影響が少なかったという結果で、全体的に適用させていいか疑問です。浄化槽の定期検査率はどのようになっているのか、検査率が低い中で安易な地下浸透処理の緩和は時期尚早ではないでしょうか。	-	-	地下水の調査結果については、宮古島の調査だけでなく、県の地下水調査結果も考慮しております。 今回の要綱改正では、以下の現状を総合的に考慮した上、地下浸透放流に係る基準の見直しを行います。 ・平成13年4月1日より単独処理浄化槽の新設が禁止され、合併処理浄化槽が普及してきていること ・宮古島市では下水道整備が遅れており、下水道接続率が低いこと ・完了検査後に汲み取り槽の底面に穴が空けられ、結果として地下浸透放流が行われていたこと ・道路側溝に浄化槽処理水を放流することを道路管理者(土木事務所等)が認めていないこと(本島や石垣では道路側溝に放流可能) また、宮古島市長表敬の際には、産喜味市長から浄化槽の放流先については、道路側溝へ放流させたいとの御意見がありました。 今回、浄化槽放流先の問題について環境部で検討した結果、地下浸透放流の基準について見直しを行うこととなりましたが、土木建築部におかれましては、道路側溝への放流を認めていただくことも御検討いただき、両部で協力して、この問題の改善に取り組んでまいりたいと考えております。
63	土木建築部	-	確認申請は性善説により、申請書は事実相違ないものとして確認するため、地下浸透関係は申請内容がそのまま確認されると考えるが、環境部としては、協議ではなく届出として問題ないということでしょうか	-	-	ご認識どおりで差し支えございません。
64	宮古保健所	-	放流先を⑥その他としたときの理由および放流先の規定(第5条の3)を確認した旨の書類を追加して欲しい。	宮古管内では設置計画(届出)書において放流先を貯留槽としながら、竣工後に地下浸透放流となっている例があり、また、設置者が放流先の規定について認識していない場合も見受けられる。そのため、地下浸透放流が原則禁止されていること、地下浸透放流を行う場合の手続きについて十分認識した上で書類を提出させることとした。	放流先選定理由書(放流先がその他の場合) 放流先選定理由書の案は別紙のとおり	第3条第1項第3号の添付書類に様式第8号浄化槽等の維持管理に関する誓約書を追加いたしますので、当様式に放流先の選定理由に関する内容を追記します。
65	宮古市役所 水道部水道総務課	-	(総評) 宮古島の水道原水である白川田、東浜道、福里北地下水流域はその大部分が山地や山林であり住宅は比較的少なく、今回の浄化槽取替要綱の一部改正の影響は少ないと見られますが、今後においてホテル等の大型施設の建設により状況は大きく変化する事も考えなければなりません。また、平良地下水流域においてはそのほとんどが市街地化されており、浄化槽処理水の地下浸透が水道原水に与える影響も少なくないと考えられます。概要説明では、「(2)地下水への影響について」において、基準値を下回っているから大丈夫、ほとんどは肥料と家畜糞尿が原因で生活排水由来は小さい、現在も浄化槽の設置は増加しているが放流水のほとんどが地下浸透されていることから地下水への影響は少ない、要綱改正により監視・指導体制を強化する事により地下水への影響については現状からの改善が期待できる、としています。が、水道部としては、今回の要綱改正によって、浄化槽処理水の地下浸透における現状との変化(地下水への影響)について問題無いとする専門家の意見も含めた県の意見をお伺いできればと思います。	-	-	概要説明のとおり、県や宮古島市が報告している既存の調査結果において硝酸性窒素・亜硝酸性窒素の環境基準値の超過は報告されておりません。 平良地下水流域においては、平成16年度～平成30年度の15年間で浄化槽の基数が2,064基増加したのに対し、窒素負荷量は12.5t減少しております。浄化槽法が改正され、平成13年4月1日より単独処理浄化槽の新規設置が原則禁止とされたことを機に窒素負荷量の減少幅が大きくなったと見られます。単独処理浄化槽の新設が禁止され、合併処理浄化槽が普及している中で、単独処理浄化槽の地下浸透放流の基準を採用するのは、妥当ではないと判断したため、今回要綱を見直します。 (No43の回答に同じ) エコアイランド宮古島宣言2.0では、硝酸性窒素濃度の数値目標の達成に向けた主な施策として、高度処理浄化槽の設置ではなく、「公共下水道への接続率向上」が掲げられております。 また、エコアイランド宮古島宣言計画においても「より効果が期待される都市下水道への接続率向上に向けた取り組みを実施する」とされており、具体的には公共下水道加入促進事業に関する事業が挙げられ、高度処理浄化槽の設置を推進した計画の内容とはなっていません。 宮古島の市街地(平良流域)は、下水道区域となっており、下水道に接続することで硝酸性窒素濃度の下げ止まりを期待される可能性が大きいことから、目標となる数値を達成するためには、宮古島市が主体的に下水道整備地区を早急に整備する必要があると考えます。 「ホテル等の建設が進み大型負荷が増える」とありますが、今回の要綱改正では、地下浸透放流を行う合併処理浄化槽の規模が501人槽以上となる場合は高度処理浄化槽を設置することとしております。